平成２４年（フ）第４５１号
新潟市西区寺尾西４丁目７番３号　パレス寺尾101号、前住所新潟市秋葉区秋葉３丁目19番27号
債務者　小谷松めぐみ
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２２号
愛知県岩倉市大山寺元町５番地２　オーシャン元町101号
債務者　伊藤　智美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４９号
兵庫県加東市社490番地27　東邦パレス社301号
債務者　宮木　則男
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第２３７号
香川県東かがわ市落合537番地　コーポ落合Ｂ棟205号室
債務者　佐藤　　充（旧姓矢木）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９４６号
千葉県船橋市北本町２丁目40番１―1309号
債務者　鷹屋敷真弓
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００３号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区５棟106号
債務者　田中　竜二
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００７号
千葉県船橋市山野町79番地１　パークホームズ西船橋801号
債務者　松尾　康則
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６４号
千葉市緑区おゆみ野６丁目26番地４、住民票上の住所千葉県船橋市松が丘５丁目23番６棟302号
債務者　伊地知裕美（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７４号
千葉県市原市君塚１丁目26番地５　ベルジュⅡ105
債務者　鎌瀧　武志
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７７号
千葉県八千代市大和田新田456番地145アインズコート八千代緑が丘409号
債務者　山内　礼子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８６号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番34棟305号
債務者　小宮玲美子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９３号
千葉県市川市曽谷５丁目20番13号
債務者　佐川　智子（旧姓相木）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９４号
千葉県習志野市屋敷３丁目２番12号鈴木コーポ１－Ｂ号
債務者　栗巣　博明
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０２号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目６番地10ドミールＥ棟102号
債務者　勝田　慎一
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７８１号
名古屋市中川区草平町１丁目89番地の１　シオン草平４Ｂ号、従前の住所名古屋市中川区高杉町343番地　岩室マンション302号
債務者　蒔田　奈美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０３号
名古屋市天白区原５丁目717番地　ジュネスマルフクＣ棟102号、従前の住所鹿児島県曽於郡大崎町横瀬1291番地
債務者　有嶋　義秀
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８９４号
名古屋市南区豊２丁目13番２号　豊田町コーポラス502号
債務者　森島　春奈（旧姓稲川）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部